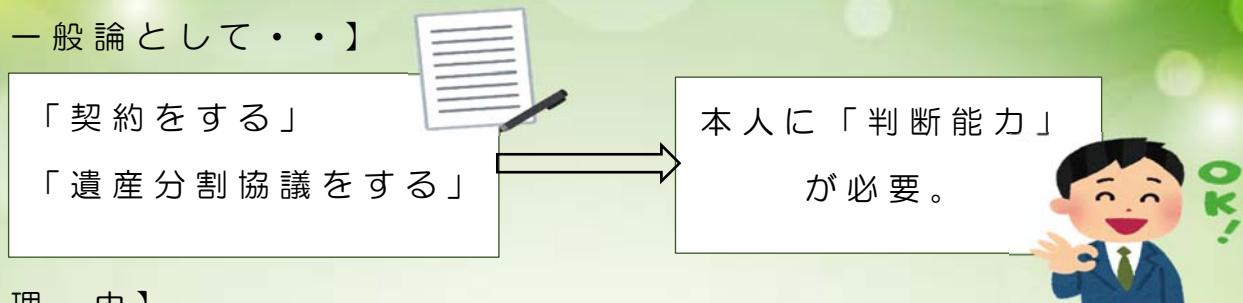


「判断能力」が不十分な方が、売買契約や遺産分割協議をするには、「成年後見制度」を利用する必要があります。

【一般論として・・】



【理由】

契約等の法律で定める行為（法律行為）は、自分にどのような利益・不利益があるのか、その内容を十分に理解して行う必要があるため。



解決策としては・・



家庭裁判所に「成年後見人」の選任を申立て、
「判断能力」の不十分さを補う必要があります。



「成年後見制度」の利用についてご不明な点がございましたら、
どうぞお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

司法書士・行政書士 高橋 雅幸

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目327番地

ワンズ南一条ビル4階 高木勝正司法書士事務所

TEL:011-219-0503（直通） FAX:011-271-0379